

## 論 説

## 法人に対する脅迫・強要罪の成否（二・完）

松 澤 伸

- 一 はじめに
- 二 判例の状況
- 三 学説の状況（以上、80巻2号）
- 四 検 討
- 五 おわりに（以上、本号）

## 四 検 討

## 1 総 説

以上に見てきたように、法人に対する脅迫罪の成否という問題は、西田教授により、法人に対する強要罪の成否の問題にまで議論が拡大されたことにより、ここ数年で相当——特に積極説を支持する方向で——議論が深化してきている。しかし、積極説の様々な論拠、消極説に対する批判、再批判等が、まとまった形で論じられたことはない。そこで、ここでは、これら従来の見解を踏まえつつ、新たに考えられる問題点も加えて整理し、検討する。ここでは、形式的・論理的側面と、実質的・実態的側面の二つの側面から問題にアプローチし、その結論を踏まえて、実際の処罰範囲の検討に及ぶことにしたい。

まず、形式的・論理的側面から議論を始める。具体的には、形式的な文言の解釈を検討する。判例における消極説の論拠は、ほぼこれに尽きている。この妥当性を、立法時における議論に遡って検討する。

次に、実質的・実態的側面を検討する。まず検討の俎上にあげるのは、脅迫・強要罪の保護法益論である。従来、脅迫罪の保護法益を法的安全感ととらえると、法人に対する脅迫罪を否定することになる、というのが——今井教授の見解を除き——一致した理解であった。もし、そうだとすると、法人に対する脅迫罪の議論は、保護法益論にすべて収斂されることになってしまうが、果たしてそうなのかどうか。

続いて、法人に対する脅迫・強要の対象は、いったい誰であるのかという点が問題とされなければならない。この点は、従来意識されてこなかった点であるが、強要の対象が財産に及ぶ恐喝罪において、判例は、法人に対する恐喝罪の成立を肯定している。ここでは、強要の対象は自然人であるが、被害者は法人であるという構成がとられているのである。このような視点から、これが財産的行為以外の行為が強要される場面（すなわち、通常の強要罪が問題となる場面）ではどうなるのか、さらに、強要を含まない脅迫罪の場合はどうなるのか、分析する必要がある。

最後に、もし法人に対する脅迫・強要罪を否定すると、具体的にどのような処罰の間隙が生ずるのか、あるいは実務上の不都合が生じるのか、具体的な事案に沿って検討する。併せて、消極説の根拠のひとつである、自然人に対して間接的な利益侵害があるのだから自然人に脅迫罪を認めれば足りるという議論が十分な説明といえるのか、検討する。

## 2 形式的・論理的側面

まず、形式的・論理的側面から検討する。これは、要するに、条文の文言解釈の問題である。消極説は、前掲の大阪高判に見られるように、脅迫罪の文言と刑法典上の位置をその根拠としてあげる。すなわち、大阪高判が、「刑法二二二条の脅迫罪は、刑法体系上、生命、身体に対する殺人の罪、傷害の罪に引き続き、人身の自由に対する罪として、逮捕・監禁の罪及び略取・誘拐の罪と並んでそれら両者の間に置かれ、…さらに同条各項の文言自体をも参照すると、同条一項の脅迫罪は、自然人に対しその生

命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを告知する場合に限って、その成立が認められ」というのは、その論理を示したものである。

この見解は、一見説得的であるように見えるが、実は決定的なものではない。すでに見たように、早くも現行刑法制定直後、文言上の根拠を否定する岡田（朝）教授の見解が主張されている。

しかし、それ以上に重要なのは、立案作業中の議論である。『刑法沿革綜覧』の第十六回貴族院特別委員会会議録を参照すると、以下のような議論がある。<sup>(58)</sup>

法人に対して脅迫罪が成立しないのかという問題が、菊池武夫委員により提起された。政府委員の石渡敬一委員は、これを否定したが、富井政章委員がこれを支持し、脅迫罪の客体として法人が含まれることを明確にするため、222条から「人ノ」という文言を削除するように提案した。ところが、「人」を削除してしまうと、脅迫を受ける者に属さない「生命、身体、自由、名誉又は財産」への害悪の告知によっても脅迫罪が成立することになってしまうため、第2項が不要になるのではないか、という疑問が倉富勇三郎委員から出された。逆に、もし、「人」を削除して、しかも第2項を残すとなると、第2項よりも第1項の方がカバーする範囲が広くなり、規定が重複することになってしまうのではないか、というのである。結局、菊池委員の問題提起は、富井政章委員の賛成を得られたが、最終的に否決されてしまう。

ここで問題なのは、法人に対する脅迫罪の成否のほか、第2項の問題も一緒に議論されてしまっているということである。つまり、菊池委員をはじめとして、脅迫罪の客体に法人が含まれるかどうかという問題意識そのものはあったのだが、議論が煮詰まらないうちに採決されてしまっているように思われるのである。ただし、政府委員の石渡委員が人とは自然人に限ると回答していること、同じく政府委員であった倉富勇三郎が編集に

---

(58) 松尾浩也増補解題・倉富勇三郎＝平沼麒一郎＝花井卓蔵監修・高橋治俊＝小谷二郎編集『増補刑法沿革綜覧』（1990年、信山社）1181頁以下。

加わっている『改正刑法釈義』で、人に法人が含まれることが明確に否定されている<sup>(59)</sup>ところを見ると、立案当局が法人に対する脅迫罪の成立に対して否定的だったことも確かである。

結局、条文上の位置、体系的な位置づけというのは、立法者の意思を尊重するというにほかならない。このような立場として、例えば、森本教授の見解がある。森本教授は、脅迫罪の客体を自然人に限定する立場を支持したいとする。繰り返しになるが、その部分を引用しよう。「その理由は、やはり刑法解釈論における体系的地位を重視すべきであると考えからである。すでに述べた通り、脅迫罪は、人の生命・身体に対する殺人・傷害等に引き続き、いわゆる人身の自由に対する罪として逮捕・監禁罪や略取・誘拐罪と並んで規定されているものであることは明らかである。それゆえ、脅迫罪の客体として予定されているのは『自由』の主体たる自然人であると解するのが刑法解釈論上自然の成り行きであり、かつまた脅迫<sup>(60)</sup>という行為の性格に見合った妥当な結論というべきであろう」と。しかし、この審議過程を見る限り、議論が完全に尽くされていたかどうかは疑わしい。菊池委員の提案には、第2項との不整合が必然的に含まれてしまっており、その問題が、菊池委員の提案を否決に至らしめたという可能性もある。

また、森本教授は、「法人等の営業活動の保護といういわば政策的な理由を優先させ、刑法体系上の整合性を崩して脅迫罪の適用範囲を拡大することは解釈論上正しい態度とは思われないのである」と述べるが、そもそも、伝統的な刑法解釈学は、自己の信ずる政策的な判断を説得的に展開するものである。したがって、解釈に政策的配慮が加わることは少しも否定されるべきものではない（そうではなく、政策的配慮が含まれているにもかかわらず、体系的解釈論の名の下に、これを絶対的真理であるかのように示すことの方が問題なのである）。むしろ、新たに生じた問題を機能的に解決す

(59) 田中・前掲注(16)『改正刑法釈義・下巻』1111頁。

(60) 森本・前掲注(21)「法人に対する脅迫罪の成否」220頁。

るよりも、刑法典上の配列を刑法体系と呼んで過度に重視すること、また、形式的な文言を過度に重視することは、結局、刑法の社会統制機能を弱め、あるいは硬直化させるだけのようと思われる。

いずれにせよ、文言上の根拠は、あまり説得力を持たないといえよう。

### 3 実質的・実態的側面

#### （一）保護法益論について

##### （1）保護法益論と法人に対する脅迫・強要罪の成否の論理的関係

1 続いて、実質的・実態的側面の検討に移る。ここでは、法人に対する脅迫・強要罪というものが、実際にどのような形態の犯罪として分析できるのか、検討する。まず検討するのは、脅迫・強要罪の保護法益論である。

脅迫罪の保護法益については、意思の自由の侵害又はその危険とする見解と、法的安全感の侵害又はその危険とする見解が対立している（さらに、その中で、侵害犯と解するか、具体的危険犯と解するか、抽象的危険犯と解するかで争いがあるが、ここではそのような見解があることを指摘するにとどめる）。これに対し、強要罪の保護法益は、意思の自由の侵害と解すること<sup>(61)</sup>にあまり異論はない。

ところで、法人に対する脅迫罪の成立という観点から見ると、意思決定の自由の危険・侵害説に立つとこれを肯定することになり、法的安全感の危険・侵害説に立つと、これを否定することになるという論理関係が認められてきた<sup>(62)</sup>。

しかし、近時、法的安全感の危険・侵害説をとった場合でも、法人に対

---

(61) 意思実現・意思活動（行動）の自由と解する見解もあるが（中森喜彦『刑法各論』（第二版、1996年、有斐閣）48頁、山口・前掲注（8）『刑法各論』76頁）、安全感というあいまいなものが対立軸に据えられる脅迫罪の保護法益論とは異なり、「自由の侵害」という点で一致が見られるため、その対立はそれほど大きなものではないと考えられる。

(62) たとえば、西田・前掲注（5）『刑法各論』70頁参照。

する脅迫罪の成立を認めることも可能であるとの理解がある。<sup>(63)</sup> どちらを妥当とすべきであろうか。

2 この問題について、判例の立場は、必ずしも明確ではない。法的安全感を前面に出したのもあれば、意思決定の自由を重視するものもある。ちなみに、大阪高判は「人の意思活動の平穏ないし意思決定の自由をその保護法益とするものであることにかんがみ」と、高松高判は「前記刑法二二二条の脅迫罪は、意思の自由を保護法益とするものである」と述べ、意思の自由を保護法益に加え、あるいは保護法益としている。しかし、両判決が、消極説に至っているのもすでに見たとおりである。ここでは、意思の自由の侵害・危険説がとられながら、直接に法人に対する脅迫罪を認める方向へは進んでいない。

ところで、先に見た学説では、意思の自由の侵害・危険説ならば積極説、とするのが論理的関係のように見られていた。この論理からすると、大阪高判、高松高判のいう「人の意思活動の平穏ないし意思決定の自由」や「意思の自由」が保護法益であることを前提とするならば、積極説にいたることになるのではないか。

実は、この問題は単純な直線構造をとらない。このことは、学説における強要罪の議論を見ると分かる。強要罪については、脅迫罪と異なり、意思の自由の侵害が保護法益であることがほぼ明らかである。<sup>(64)</sup> もし、積極説の論理が妥当するならば、法人に対する強要罪を認めるのは当然ということになるであろう。しかし、実際は、法人を客体とすることについて消極に解する見解が多い。

このような判例・学説の状況を見ると、保護法益論と法人に対する脅

(63) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」129頁。今井教授の見解の分析は、本稿三(八)参照。

(64) 西田・前掲注(5)『刑法各論』73頁は、「脅迫罪と異なり、強要罪の保護法益は明らかに意思決定の自由である」と述べる。

脅迫・強要罪の成否との論理的関係は、はっきりとは認められないように思われる。

むしろ、問題は、ここでいう「自由」を、「意思決定の自由」ではなく、「行動の自由」と見るかどうかに関わっているとも考えられる。つまり、保護法益論だけではなく、「自由」の侵害・危険についての考え方の違いもあわせて、法人に対する脅迫罪・強要罪の成否を決する要素となっている<sup>(65)</sup>のである。

3 このような考え方を整理すると、次のようになるであろう。まず、脅迫罪の保護法益について、意思決定の自由の侵害・危険説をとる場合、「自然人」以外に対する意思決定の侵害があるかどうかが問題となる。そして、もしありうる（すなわち「自然人」以外に「法人」に対する意思決定の侵害もありうる）とするのであれば、積極説に至るし、ないと考えるのであれば、消極説に至る。すなわち、保護法益論から法人に対する脅迫の成否に至るまで、もうワンクッション判断がはさまっているのである。

これに対し、脅迫罪の保護法益を法的安全感と解すると、消極説に至るかといえば、これもそうではない。つまり、法的安全感の侵害説に立った上で、「自然人」以外に法的安全感が侵害されるかどうかが問題となる。そして、これを、ないと解するのであれば（大谷教授）、消極説に至り、ありうると解するならば（今井教授）、積極説に至る。ここでも、判断にワンクッションはいることになるのである。

こうやってみてくると、理論的には、両見解とも法人に対する脅迫罪を認めることは可能であって、保護法益論からは、ダイレクトに結論が出てこ<sup>(66) (67)</sup>ない関係にあることがわかる。

---

(65) 山口・前掲注（8）『刑法各論』76頁は、強要罪の保護法益について、従来の議論が「意思決定の自由」と解していることを批判した上で、「意思活動の自由」とし、法人に対する強要罪の成立のみを肯定する。

(66) 同様に、大谷・前掲注（22）「法人に対する脅迫罪の成否」135頁は、「法人に

4 ただし、法的安全感の侵害・危険説から法人に対する脅迫罪についての積極説に至る見解に関しては、異論もあるであろう。つまり、意思決定の自由説からは消極・結局どちらにも解しうるが、法的安全感説からは、やはり消極説になるのではないかと、という疑問が提起されることが予想される。法人に安全感は感じられないはずだ、という考え方である。しかし、もし法的安全感をそのような意味で解するならば（保護法益論を根拠として、法人に対する脅迫罪の成立を完全に否定するには）、法人は畏怖しない（畏怖する可能性がない）、という構成をとる以外にはないと思われる。<sup>(68)</sup>

というのは、安全感の侵害はないという見解の理由付けは、結局のところ、法人が安全を感じることはないのだから安全を感じることで侵害されることはないという意味と解され、それならば、法人は畏怖しない（畏怖

対する脅迫罪は成立しないと解すべきである。脅迫罪の本質は、恐怖心を起こさせ、人を不安におとしめて私生活の平穏を害する点にあるからである。その意味では、脅迫罪の保護法益は意思の決定の平穏ないし意思決定の自由にあるとする本判決や通説の立場からは、必ずしも法人に対する脅迫罪を否定しえないように思われる」と述べて、保護法益論から否定説に直結させる論理を斥ける。

(67) 筆者自身は、保護法益をどちらかに特定する必要はあまりないのではないかと考えている。ただし、「法的安全感」というだけだと、処罰範囲が不明確になるおそれがあるので、「意思の自由」といった方が処罰範囲ははっきりしてくるであろう。判例も、その点を考慮しつつ、保護法益論についての一般論を述べているものと考えられる。逆に、保護法益論と脅迫罪の成否は論理関係がないと解することから、法的安全感と意思の自由の両者を保護法益と解しても（類似した見解として、たとえば、曾根威彦『刑法各論』（第三版補正版、2003年、弘文堂）56頁は「意思決定の自由に対する危険犯であり、したがって自由を保護する前提として法的安全感をも保護していると解すべきであろう」とし、山口・前掲注（8）『刑法各論』72頁は「安全感を害することによる意思活動の危殆化」とする）、法人に対する脅迫を認めることは、理論的に認められることになる。

(68) 但し、この構成をとれば法人に対する脅迫・強要罪を否定するという結論に至るかどうかは別問題であることに注意しなければならない。ここで明らかになっているのは、この構成をとらなければ保護法益論の帰結から論理的に脅迫・強要罪の成立を否定できないというだけであって、この構成をとれば論理的に法人に対する脅迫・強要罪が否定される、というわけではない。



する可能性がない）から脅迫罪は成立しないのだ、ということと同義となるからである。<sup>(69)</sup>

そこで、法人が畏怖するのかどうか（畏怖する可能性があるのか）、という問題を考える必要がある。

## （2）法人は「畏怖」するか

脅迫罪にいう「脅迫」とは、「畏怖しうるにたりる害悪の告知」と定義されている。これは、意思決定の自由説、法的安全感説、どちらの説をとっても、いずれにせよ必要になる。そして、理論的には、法人は「畏怖」しない、という構成をとる以外、法人への脅迫を論理的に否定する理由はとぼしいことは、すでに述べた通りである。

なお、前田教授は、恐怖心が生じたことは必要ないが、その意味では恐怖心を生じない法人に対しても脅迫は成立するようにも考えられると述べている<sup>(70)</sup>（実際はその後、別の理由で消極説をとる）。

脅迫罪の定義にいう「畏怖しうるにたりる」は、畏怖することを要件とするものでないことは確かである。しかし、畏怖する可能性がなければならぬのかはまた別の問題である。

これについては、やはり、畏怖する可能性は必要と思われる。というのは、通説によれば、脅迫罪は危険犯とされるが、畏怖する危険がなければ、危険犯は認められないはずだからである。すなわち、畏怖する危険がなければ、不能犯となるわけである。特に、判例の依拠する客観的危険説によれば、本事例のような客体の不能の場合、犯罪は成立し得ない（修正された客観的危険説の場合も同様である）。したがって、最低限、客体が畏怖する可能性がなければ、脅迫罪は成立し得ないことになる。

ここでもう一度、法人が畏怖することがあるのかどうかという問題に戻

(69) たとえば、大谷教授は、「恐怖心」に着目して、法人に対する脅迫罪の成立を否定する（前掲注（66）の引用部分を参照）。

(70) 前田・前掲注（24）『最新刑法判例250（初版）』135頁。

ろう。法人は、自然人ではないから、自然人とまったく同じ意味での畏怖という心理状態は存在し得ない。しかし、自然人に擬する、という考え方はありうるであろう。

もし、法人にも犯罪能力があると考えた場合、刑法上の理解として、法人の行為は存在すると考えるのが自然である<sup>(71)</sup>。しかし、行為があるからといって、そこからダイレクトに、法人にも心理的な動きがあると結論するのは早計である。むしろ、現実的に観察して、法人自体の心理的動きは否定する<sup>(72)</sup>のが自然であろう。

もし、法人が畏怖することを肯定するとすれば、以下のような構成を考えることは不可能ではないかもしれない。すなわち、機関の意思決定は人の意思決定と並行的に理解できる。集団における意思決定が、基本的に個人における意思決定と同じモデルで考えることができるのは、心理学においても認められているところである<sup>(73)</sup>。そして、畏怖＝恐怖が、例えば、感

(71) これは、民法でいう法人学説における实在説的な理解である。刑法的な法人理解は、实在説に似た理解を必要とするものといえよう（詳細は後述）。民法上は議論の実益がないといわれることが多いが、刑法上は意味があると考えられる。

(72) ちなみに、畏怖が、精神的苦痛という形で理解されるのであれば、法人は苦痛は感じない。そうであるとすると、法人が畏怖することはまったくありえない。このように解した場合は、従来の学説におけるどのような論理をとっても、法人に対する脅迫罪は成立し得ない（なお、藤木英雄『刑法講義各論』（1976年、弘文堂）219頁は、脅迫罪は、「人の精神的平穏を保護することを主たる目的とする」という）。しかし、もし精神的安全感、精神的平穏というところまで保護法益をひろげてしまうと、おそらく吉凶禍福の告知も脅迫罪に含まざるを得なくなる。そうであるとすれば、やはり、畏怖を精神的苦痛と解することは困難である。多くの学説が、「精神的」安心感ではなく「法的」安全感が保護法益であると述べているのも、その趣旨であろう。

(73) 例えば、田尾雅夫『組織の心理学』（有斐閣、1991年）124頁以下では、意思決定のモデルが示されており、「個人の意思決定は、対人的な関係に拡大することができる。…集団間関係に置き換えれば、意思決定の過程を理解することができる。…人と人が集まって、集団と集団が集まって何をするか、しないか決めなければならない、同じように情報を集め、互いに相談をして、その何かを決めることになる。集合的、あるいは集団的意思決定である。組織的な意思決定である」とされている。

情心理学におけるように、「何らかの刺激に対して生活体が防御反応を示した場合に仮定される内的反応であり媒介概念である<sup>(74)</sup>」と定義できるとすれば、そのような事態や反応は、組織の機関全体にわたって生じるのであって、結局、「畏怖」と同様に評価しうる、と。法人が畏怖すると解する場合、このような構成をとるしかないと考えられるが、しかし、このような構成は、あまりにも技巧的であって、通常感覚にそぐわない。このような無理な構成をとらざるを得ないとすれば、畏怖を認めない方が説得力がある。

（二）脅迫・強要の相手方と法人——法人に対する恐喝罪を参考として

1 以上の議論を前提とすると、法人自体が畏怖することはないから、法人に対する脅迫・強要罪は否定されるべきである、ということになるのであろうか。もし、そうだとすると、ここでひとつの問題に突き当たる。法人に対する恐喝罪の成否<sup>(75)</sup>という問題である。

2 法人に対する恐喝罪の成否<sup>(76)</sup>については、学説上、肯定するものが多い。また、古いものであるが、判例もこれを正面から肯定している。しかし、もし法人に対する恐喝罪が認められるとすると、——従来の議論ではあまり意識されていないようであるが——、この場合の論理は、法人が畏怖することを前提としなければならないであろう。

(74) 今田寛『感情心理学第三巻・恐怖と不安』（誠信書房、1975年）22頁。しかし、恐怖の定義そのものは心理学でも様々である。ここでいう定義は、恐怖とは何かを明らかにするための操作概念であり、「防御反応の中に何を含めるべきかによって恐怖の概念は伸縮しうる」（同書・22、23頁）。

(75) 既述のように、法人に対する脅迫罪の成立を論じるに際して、法人に対する恐喝罪の成立が一般に認められていることを意識しなければならないことを最初に指摘したのは、『実務刑法』であり（但木＝坪内＝馬場＝古田・前掲注（41）『実務刑法』326、327頁）、坪井検事である（坪井・前掲注（31）『実務刑事判例評釈』131頁）。

(76) 大判大正6年4月12日刑録23輯339頁。

このことは、強要罪と恐喝罪の性格を比較すれば分かる。恐喝罪とは、強要される行為が財産の移転となっている犯罪類型である。もし、法人に対する強要罪が認められないならば、恐喝罪も認められないとするのが論理的であろう。

もちろん、考え方としては、法人の財産が侵害されることを前提とするため、仕方なく法人に成立を認めている（財産犯の方が主たる犯罪で、畏怖はあくまで付随的なものとする）とすることもありえないわけではない。しかし、法人に対する恐喝罪を認める以上、恐喝罪における、「恐喝→畏怖→処分行為→喝取」という因果関係が必要であるし、そのように考える以上、法人に対する強要罪が否定されることとの論理矛盾は解消されない。

そこで、この判例を見てみると、その内容は、今まで脅迫・強要罪の成否と関連して論じてきた構成とは異なっていることに気づく。

事案の概略は、以下のようなものである。株式会社である法人の信用を毀損する記事を新聞に掲載・発行した被告人は、法人の取締役に対し、金銭を交付しなければ当該記事を継続して連載すると通知した。これによって畏怖した取締役は、第三者に委託して、法人のために財物を立て替えてもらい、被告人に交付した。

これに対し、大審院は、被告人について恐喝罪の成立を認めたのであるが、その際の判示の要点は、「恐喝に因り財産上の損害を蒙りたる者は法人にして又之が為め財産上の不法の利益を受けたる者は恐喝者に外ならず。蓋し、取締役は法人の業務を執行し、之を代表する職務権限を有するを以て法人の信用に対する危害を防止するために費用を支出し又は第三者に委託して立替支払を為さしむるを得る地位に在るものと云うべく、立替を為さしめたる結果は法人が第三者に対し弁済の義務を負担するに至るを以て此点に於て法人は恐喝に因り財産上の損害を蒙りたるものと云わざるべからず」という点である。取締役が被恐喝者であり、法人が被害者とされていることに注意しよう。

ここでとられているのは、いわば三角恐喝とも呼ぶべき構成である。三角恐喝というのは、従来あまり議論されていないが、三角詐欺と並行的に考えればよい。もともと、恐喝罪と詐欺罪は、財産犯の全体構造の中で見ると、瑕疵ある意思表示に基づいて財物を交付するという点で共通の犯罪である。そこでは、代理人が脅迫あるいは詐欺行為の直接の客体（被恐喝者あるいは被詐欺者）となっているが、被害者は法人である、という構成がとられる。この形式は、不正融資などの典型的な三角詐欺においても同じである。三角詐欺の場合は、代理人の行為が本人の行為とされ本人に法律効果の帰属が認められるため、本人であるところの法人に対する詐欺罪が成立することには問題がない。三角恐喝の場合も、基本的には同じ構成となる。

3 確認のため、民法との整合性を見ていこう。まず、法人の機関としては、理事が法人の事務を処理し、対外的権限を行使する。この対外的権限の法的性格は代理権であって、法人の一切の事務に及ぶのを原則とする（民法53条本文）。この代理権は、個別の事項について代理権を与える点で通常の代理権と異なるが、代理権であることは変わらない。

そこで、通常の代理の場合、代理人を脅迫・強要した場合（民法でいえば、強迫した場合）を考えてみると、強迫された事実の有無は、代理人について決しなければならないとされている（民法101条1項）。したがって、刑法的な意味で「畏怖」するのは代理人ということになる。このことは、法人の理事の場合も妥当するといつてよいであろう。理事の場合には、民法101条1項を類推適用することになるが、<sup>(77)</sup>事情は同じである。

さらに、強迫されたことによって行われた法律行為は、民法96条により取り消しうる行為となるが、<sup>(78)</sup>取消権を獲得するのは本人となる。この点を

(77) たとえば、四宮和夫＝能見善久『民法総則』（第六版、2002年、弘文堂）137頁。

(78) 四宮＝能見・前掲注（77）『民法総則』326頁。

見ると、代理人が行為し本人に効果が帰属するということが明確である。

これは、刑法でいえば恐喝ということになるが、この場合、被恐喝者は代理人で、被害者は本人である。これを法人について考えてみると、法人は、脅迫・強要の相手方ではないが（被恐喝者ではないが）、恐喝の被害者<sup>(79)</sup>だといってよい（すなわち、三角恐喝である）。

そこで、これが法人に対する強要であった場合はどうなるか。強要の場合には事実行為が強制される場合が多く、異なる考慮が必要となるのであって、三角詐欺や三角恐喝とは異なり、三面関係の構造で考えるべきではない、という見解もありえよう。

しかし、たとえ事実行為が強制される場合であっても、脅迫されているのは自然人たる代理人（法人の機関）で、その不利益を受ける（事実行為を強要される）のは法人そのものであるという基本的な構成は変わらない。

もし、恐喝については三角恐喝を問題とすべきだが、強要については法人そのものが強要の相手方になると考えるとすると、法人に対して、恐喝行為と強要行為が同時に行われた場合に、不都合な結果を生じる。たとえば、A 会社に対して恨みを持つ甲が、A 会社に押しかけ、A 会社の取締役 B らに対して、1000 万円の支払いと新聞上への謝罪広告の掲載を同時に要求したとしよう。この場合、恐喝行為と強要行為の相手方が異なると構成すると、1000 万円を支払えという甲の恐喝行為は会社 A に対するもので、謝罪広告を掲載せよという強要行為は B らに対するものと構成せざるを得ないことになる。これはいかにも不自然であろう。その不自然さは、検察官が恐喝として起訴したが、金銭の要求を立証できずに、強要または脅迫に訴因変更しようとするような場合について、法律構成と立証内容が大きく変わってしまうことを考えても明らかである。<sup>(80)</sup>

---

(79) これについて、四宮＝能見・前掲注 (77) 『民法総則』 327、328 頁は、「代理行為の本来の行為ではないが、代理人に対する不法行為は本人に対する不法行為となる（相手方が代理人を騙して契約を締結させ、本人に損害を与えた場合）」としている。

このことは、強要だけでなく、脅迫のみが問題となる場合も変わらない。脅迫罪が、「要求行為の手段の点のみを独立して犯罪類型化し、併せて、立証の軽減を図る趣旨をも有するものと解すべき<sup>(81)</sup>」だとすれば、脅迫の場合も、要求行為こそない（あるいは立証できない）ものの、あくまで相手方は自然人であるところの法人の機関と考えるのが自然だということになろう。そして、機関に対する脅迫を肯定することは、とりもなおさず、——機関たる自然人に対する脅迫を肯定するのではなく——法人そのものに対する脅迫を肯定することになるのである。<sup>(82)</sup>

(80) 実際に、恐喝として起訴されたものを脅迫として認定しても訴因変更を経る必要はないとする判例があり（最判昭和29年11月9日裁判集（刑事）100号91頁）、このような問題が生じる可能性は十分にある。

(81) 西田・前掲注（5）『刑法各論』68頁。

(82) 若干わき道にそれるが、民法との関連で、法人の行為について少し触れておきたい。強要罪の行為の客体に「法人が含まれるかどうかについては、脅迫罪における同様の議論がありうるが、意思決定に加え行動の自由に対する侵害からの保護という観点から、強要罪についてはより消極説に根拠があるように思われる」とする見解がある（伊藤納・前掲注（30）大塚＝河上＝佐藤＝古田編『大コンメンタール刑法第11巻』358頁）。法人には行為はないのだろうか。法人の行為については、誰が行為者なのか、民法ではあまり議論されていないように見受けられる。理事が代理行為を行うという点から見ると（四宮＝能見・前掲注（77）『民法総則』128頁）、理事＝機関の行為で、効果だけが法人に帰属しているように見える（これは、代理における代理人行為説（通説。四宮＝能見・前掲注（77）『民法総則』322頁）にも合致する）。ひるがえってみると、法人の不法行為責任についても、民法では同じような議論があり、「理事の職務上の不法行為によって、法人が損害賠償責任を負われる、と考えるのが適当である」（四宮＝能見・前掲注（77）『民法総則』140頁）とも説明されている。このように考えると、民法では、法人そのものの行為は存在しないように見える。しかし、刑法からみる場合、法人の犯罪能力を考えあわせなければならないであろう。法人の犯罪能力は、かつては否定されていたが、近時は肯定されるようになっていく（川崎友巳「法人の処罰」西田＝山口編『刑法の争点』（第三版、2000年）10頁は、法人の犯罪能力を肯定する根拠として、「①法人の行為は、法人の機関の行為を通じて表象されている。②法人は、固有の意志に基づき独自の活動を営む社会的実在であり、道義的な非難の対象となりうる。③法人に適した刑罰として財産刑がある。④利益の享受主体である法人の活動を効果的に規制するためには、法人自体を処罰する必要性が高い」と説明する）。



### (三) 結論

ここで、これまでの議論をまとめて整理して結論付けたいので、必要な点を補足しておこう。

まず、法人は、直接に脅迫・強要の相手方にはならない（被脅迫者、被強要者ではない）。しかし、法人は、法人の機関（被脅迫者）を通じて、脅迫罪・強要罪の被害を受ける場合がある。この場合、暴行、脅迫の相手方は、代理人たる機関であり、自然人である。

代理人に対する暴行・脅迫によって強制されるのは、事実行為である場合も多い。しかし、たとえ事実行為であっても、脅迫されているのは自然人たる代理人（法人の機関）で、その不利益を受ける（事実行為を強要される）のは法人そのものであるという基本的な構成は変わらない。

それゆえ、法人は、脅迫罪、強要罪の被害者になりうる。そして、被脅迫者、被強要者は、代理人であり機関である自然人となる。

ただし、脅迫や強要を受ける者が、常に法人の機関であるとは限らない。法人の中にいる様々な地位の者に対する脅迫罪も視野に入れなければならない。結局、そこで重要なのは、処分権限であり、強制される行為が事実行為であることを意識して言い換えれば、「法人（組織）を動かせる地位にあるか否か」ということである。これは、三角詐欺や三角恐喝と同じである。実際に、前に触れた三角恐喝での判例では、このような構成がとられた。すなわち、「被害者の財産に付き処分を為すの権限又は地位を有する者を恐喝して畏怖の念を生ぜしめたる結果として其財産に損害を加うことに因り自己に財産上の不法の利益を得るに於ては、爰に恐喝罪を

---

川崎助教授がここでかけた理由付けを反面として考えれば、やはり、法人の行為はみとめるのが相当と考えられる（民法では、法人擬制説が通説であるため、法人の行為（不法行為）は認められないとする見解が多いが、ここでは、民法と刑法との相違を承認する必要があろう）。つまり、単なる代理人の行為とは異なるのである（民法上も、法人実在説を採ればこのような理解に至りうるであろう。この点で、肯定説の多くが法人の実在性を強調していることを想起されたい）。



構成するものとす」とされたのである。

したがって、「法人（組織）を動かせる地位にある者」、処分権限のある者を脅迫して畏怖心を生じさせれば、その者の行為によって、法人に被害を生じさせる危険あるいは被害そのものが生じ、したがって、そのような場合には、法人に対する脅迫罪、強要罪の成立ありと解される<sup>(83)</sup>。

これに対し、脅迫・強要された相手方が、「法人を動かせる地位にない場合」、この場合は、法人に対する脅迫ではなく、個人への脅迫となる<sup>(84)</sup>。この場合、法人への害悪の告知を行っていたとすると——「害悪の告知」の要件については、さらに後で検討する——処罰できないことになる。しかし、この場合は、それでかまわないといえる。なぜなら、その個人が法人の機関、代理人ではなく、処分権がない以上、法人は他人であるからである（他人である場合は、222条2項、223条2項がある以上、処罰できないのである）。

なお、この場合の代理人については、法人に対して背任罪が問題となりうる。三角詐欺の場合には、背任罪の要件を満たさないため、問題となら

(83) なお、このような分析を経た上で、保護法益論について再度付言しておく。法人においては自由な意思決定がないとか、平穏な安全感がないという理由で、法人に対する強要脅迫罪は否定すべきであるとする見解がある。この場合、これまでの分析を見れば分かるように、直接の相手方である代理人は自然人であるから、従来の意味ならば、自由な意思決定も平穏な安全感も存在する。そして、このような地位にある者に対する脅迫は、直接法人に対する被害をもたらすものである。彼の行為によって、法人の意思決定の自由が侵され、安全な業務の遂行が行われなくなる危険性があるからである（よりはっきり言えば、現実には、代理人が法人の行為を決定しているのであって、代理人の主観的な態様は、法人そのものの主観的な態様といってもよいのである）。このようにして、直接の客体が自然人である以上、保護法益論のどちらに立った場合であっても、法人に対する脅迫は肯定できると考えられる（従来の議論は、三面関係を考慮してこなかったために生じたものといえる）。要するに、結論として、脅迫罪・強要罪の保護法益論は、法人に対する脅迫の成否とは論理的に無関係と解されるのである。

(84) このような場合、従来の通説（法人に対する脅迫・強要罪否定説）によれば、本人は別罪によらないかぎり保護されず（名誉毀損、信用毀損、業務妨害等）、代理人に対する脅迫・強要だけが成立しよう。

ないが、三角恐喝を含む法人に対する強要罪への対応しただいでは、代理人の背任が問題となってもおかしくない。この場合は、詐欺と異なり、自らの行為によって、法人に対して害を与えることが分かっているのであって、少なくとも、形式的には、背任罪の構成要件を満たしうるからである。

この場合は、いわば、「強要による背任」と呼ぶべき状況が発生する。これは強要による緊急避難にも似た状況で、状況によっては緊急避難になる場合も想定しうるように思われるが、これについては、現時点では、更なる検討を要するとせざるを得ない。

### 3 積極説を採用する意義——処罰範囲、実務上の不都合との関係

#### (一) 総説

以上の検討で、法人に対する脅迫・強要罪は、三面関係で構成すべきことが明らかになった。そこで、次に問題となるのは、法人に対する脅迫・強要罪を認めたことで、実際の処罰範囲が変わってくるのかどうか、ということである。処罰範囲の広狭に影響が出ないというのは、消極説の有力な根拠の一つであった。あえて法人に対する脅迫・強要罪を認めなくても、処罰に間隙が生ずることはない、というのである。

筆者の分析によれば、処罰範囲に具体的な相違が出る場面がいくつかあるほか、実務上の処理との関係で、積極説を採らないと極めて不自然かつ不都合な場面が出てくることになる。

まず、処罰範囲について、①機関たる自然人への害悪の告知がなく、法人のみに対する害悪の告知があった場合、②会社に勤務する会社員や学校に通う児童に対する害悪の告知があった場合、③法人そのものに被害が生じる場合という三つの場合を例として、消極説が具体的に妥当な結論を導くことができないことをみてゆく。

次に、実務上の処理に不都合が生じる場面として、他の犯罪（器物損壊罪、侮辱罪、恐喝罪、業務妨害罪等）との法律構成上のバランスを考えなが

ら、いくつか例をみてゆく。

最後に、このような見解を取った場合に発生する若干の問題点について、検討を加える。

## （二）処罰範囲について

（1）機関たる自然人への害悪の告知がなく法人のみに対する害悪の告知があった場合

すでに見たところであるが（三2（2）参照）、法人に対する脅迫罪を認めない場合には、「たとえば法人所有の財産に対し害を加うべき旨を告知する行為に本条を適用し得ないことになり、不都合を生じる<sup>(85)</sup>」という批判が、すでに所教授によってなされていた。しかし、これに対しては、「法人の財産に害を加えることを通告することによって間接的にそれを構成する個人の財産に害を加えることになる場合は、脅迫罪の成立を認めてよいと解されるから…具体的にとくに不都合な結果とはならないと思われる<sup>(86)</sup>」とする消極説の側に立つ伊藤納裁判官からの反批判が加えられており、高松高判も同様な論理をとって、処罰の間隙論を排斥している。そこで、まず、この批判が理由のあるものかどうか、検討したい。

この場合の問題状況は、法人の利益に対する害悪の告知があったが、機関である個人に対する害悪の告知がなかった場合である。まず、原則として考えなければならないのは、このような場合、法人に対する害悪の告知は、脅迫・強要されている自然人から見れば、そもそも脅迫罪や強要罪の要件を満たさないということである。なぜなら、222条や223条に列挙されている生命、身体、自由、名誉、財産という法益は、「人」、すなわち、脅迫・強要されている人——消極説であれば自然人のみ、積極説であれば法人を含む——に属するものでなければならないからである。

(85) 所・前掲注（2）「脅迫罪」248頁。

(86) 伊藤納・前掲注（30）大塚＝河上＝佐藤＝古田編『大コンメンタール刑法第11巻』305頁。青柳博士も同旨。注（30）を参照。

そこで、伊藤裁判官は、間接的にそれを構成する個人の財産を侵害しているという論理をとるわけであるが、しかし、このような解釈は文言上、極めて困難な解釈である上、限界が不明な点でも致命的である。たとえば、親族の財産に害を加えることを通告した場合、それが間接的に本人の財産に害を加えることになる場合は容易に考えられる。しかし、この場合は、本来、第二項がカバーするものであって、それを第一項に含められるような解釈が可能になってしまうというのは、この解釈の大きな問題点を物語っている。

さらに、具体的にも、法人の代表としての業務をボランティアで行っていて個人の財産とまったく関係がない場合など、そもそも影響が出ない場合も想定できるが、このような場合についてのみ、法人への脅迫罪の成立を否定する特別な理由は見当たらない。

やはり、機関たる自然人への害悪の告知がなく法人のみに対する害悪の告知があった場合、処罰の間隙は生ずるといわなければならない。

## (2) 学校に通う児童に対する害悪の告知があったような場合

横浜駅爆破予告事件を少しアレンジした例で考えてみよう。自宅で休んでいた横浜駅長に電話をかけ、「横浜駅を爆破する」と申し向けたとする。この場合、どのような犯罪が成立するか。

今までの議論の流れからすると、脅迫罪をまず考えるが、この場合、告知されている害悪が向けられているのは、乗務員、乗降客等の生命・身体、JR（国鉄）の財産である駅その他の施設・備品等である。もし、脅迫の相手方が駅長であるなら、これらの生命、身体、財産は、駅長とは無関係である。したがって、222条1項の要件は充足されず、駅長個人に対する脅迫罪は認められない。

このような場合について、実務では、威力業務妨害罪として処理される可能性がある。実は、法人に対する脅迫罪の中心事例である企業脅迫や学校脅迫は、威力業務妨害罪と重なる部分が多い。たとえば、最近でも、学

校長に電話をかけて、「児童の通学中は気をつけろよ」と語気鋭く申し向けた、というような、学校脅迫とでもいべき事件が多発しているが、このような場合、児童の安全を確保するために教員による送り迎えを行うようになったという点をとらえて、威力業務妨害罪で立件しようとする例が多い。この場合、学校長の「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対して害を加える旨の告知」があったわけではないから、学校長個人に対する脅迫罪の成立を認めるのは困難である。そこで、威力業務妨害罪の成立を認めて、処罰の間隙を埋めているものと考えられるのである。

そもそも、威力業務妨害罪は、危険犯であることから、実際に妨害の結果が発生することが不要であるため、極めて広い類型をカバーしうる。どこにも入らないのでここに入れておこう、という便利な犯罪類型でも<sup>(87)</sup>ある。典型的な威力業務妨害罪の事例というのも、簡単に示すことはできず、いろいろな態様がありうる。たとえば、最近の報道にもあったが、インターネット掲示板に「明日、〇〇学校の子供を殺す」と書き込んだような場合も、威力業務妨害罪で立件しようとする動きがある。

業務妨害罪の成立範囲は、非常に困難な問題を提供しているし、今後も検討の余地が多いと思われるが、ここで問題となっているような学校脅迫のような事案も、威力業務妨害罪にすべて押し込めるから良い、という議論はやや乱暴であろう。もし、この種の犯罪をすべて威力業務妨害罪として処理できるとすると、脅迫罪のみが成立する範囲は、極めて狭いものになってしまうと思われる。大阪高判、高松高判の事案も、威力業務妨害罪となる可能性がある。

しかし、威力業務妨害罪と脅迫罪は、そもそも構成要件的行為が異な

---

(87) 偽計業務妨害罪もそのような広範な性格をもつ。信用毀損罪との関係を考えてみよう。信用毀損罪のみが成立し、偽計業務妨害罪が成立しないと考えられる事案は、業務性の欠ける場合のみに成立しうるが、それは、たとえば、自宅にある美術品をオークションで売ることにした者について、あの美術品は贋作だという噂を立てた場合等、極めて限られた事例しかない。

る。前者は、威力を示すことによって行われ、その意義は、「人の意思を制圧させるに足りる勢力を示すこと」である。これに対し、後者は、脅迫によって行われ、その意義は、「人を畏怖させるに足りる害悪の告知」である。威力は、脅迫によって示すことも可能とされているが、この定義による限り、威力業務妨害罪における脅迫は、脅迫罪の脅迫よりも、強力なものでなければならないものと思われる。もし、このような理解が正しいとすれば、企業脅迫や学校脅迫は、強力な脅迫が行われた場合のみ威力業務妨害罪として処罰され、それ以外は不可罰とされることとなろう。電話で、「横浜駅爆破」とか「通学中の児童に気をつけろよ」と申し向けたり、「〇〇学校の子供を殺す」とインターネット掲示板に書き込むことが、「人の意思を制圧させるに足りる勢力を示した」ことになるかには疑問をさしはさむ余地がある。このような行為は、威力業務妨害罪ではなく、法人に対する脅迫罪、強要罪で立件するのが本筋と思われ<sup>(88)</sup>（そうでなければ、本来は、威力業務妨害罪で処罰すべきではない<sup>(89)</sup>）。

なお、このように考えた場合、問題がないわけではない。この場合、脅迫罪の要件である「害悪の告知」の対象は何になるのか、というのが、特に困難な問題である。条文上、害悪の対象は、「生命、身体、自由、名誉又は財産」でなければならない。これは、罪刑法定主義の観点から、限定

---

(88) このような場合に、「業務妨害罪や信用毀損罪に該当する範囲で処罰の対象とすべき」とする見解がある（前田・前掲注（24）『最新刑法判例250（初版）』135頁）。しかし、本文で述べたように、業務妨害罪にいろいろな犯罪行為を詰め込んでしまうのは問題があるし、威力と脅迫の違いもある。法人に対する脅迫・強要罪を認める意義はあると考えられる。

(89) 理論的に最も望ましいのは、業務妨害罪を侵害犯ととらえることであろう（このような見解は多い。たとえば、西田・前掲注（5）『刑法各論』128頁、曾根・前掲注（67）『刑法各論』80頁、中森・前掲注（61）『刑法各論』70頁、林・133、山口・前掲注（8）『刑法各論』165頁）。しかし、現在の実務の動向からは、このような解釈がとられるようになるかは疑わしい。なお、業務妨害罪を侵害犯ととらえる場合は、法人に対する脅迫・強要罪の成立を認める意義がさらに大きくなるであろう。

列挙と見るべきである。さらに、第2項において、「親族の生命、身体、自由、名誉又は財産」に対する害悪の告知がカバーされていることから考えて、第1項の利益の主体は、本人でなければならないと考えられる。そうすると、上で例に挙げた横浜駅爆破予告事件で、自宅にいる駅長を脅迫した場合、駅長個人に対する脅迫としては処罰できず、法人に対する脅迫罪を考えることになる。横浜駅爆破予告事件は、駅長がそこにいたため、駅長本人への脅迫罪も構成できた。しかし、駅長が別の場所にいる場合は、そもそも、個人に対する害悪となりえないはずである。そこで、法人に対する害悪の告知として構成すると、条文解釈との関係では、「財産」に対する害悪の告知<sup>(90)</sup>ということになろう。

### (3)法人そのものに被害が生じる場合

ここでは、大判大正2年4月24日刑録19巻526頁を例に考えてみよう。自己の負う債務を超える差押をなした債権者を脅迫して、超過分に限らず全部の差押を解除させたという事案であるが、大審院は、暴行・脅迫により強要した行為の一部に、他人の義務に属しない事項がある以上、その他の部分はその他人の義務であったとしても、本条の罪の成立は妨げられないから、強要罪が成立する、と判示した。

この事件は、大正期のもので、かなり古いものであるが、もしこのような場合に強要罪が成立するのであれば、法人に対する強要の成立を考える必要性は大きい。

本件における債権者が自然人ではなく、法人であったという場合を考え

---

(90) 社員や児童を会社や学校にとって財産であるとする見方には違和感があるかもしれない。そこで、「生命、身体、自由、名誉又は財産」は例示列挙であるとする考えを採用することも可能であるが（そのような見解として、西原春夫『犯罪各論』（第二版・補訂準備版、成文堂）152頁がある）、罪刑法定主義の観点から疑問があるのはすでに述べたとおりである。このような事案を業務妨害罪に押し込むデメリットよりも、脅迫罪で捕捉するメリットを考えれば、「財産」の中に読み込むことは不可能ではないと思う。



てみよう。法人に対する脅迫・強要罪は成立しない、という判例・通説のもとでは、この場合、脅迫を受けた自然人、すなわち、取締役に対する強要罪の成立を考えなければならない。

しかし、差押を解除するのは法人であり、被害者は法人である。

確かに、取締役である自然人は、強要されたことにより、法人の差押を解除するという行為を強制させられたわけであるが、この行為は、法人の機関としての行為あって、自然人本人としての行為ではない。少なくとも、被害を受けた法人に対する強要罪の成立が認められないのであれば、法人に対して恐喝罪が成立することとの均衡を著しく失するものとなるう。

これは、機関としての自然人はあくまで代理人であって、法律効果が帰属するのは法人だからである。やはり、法人に対する脅迫・強要罪は、三面構造で理解する必要があるのである。

なお、過去の判例（大阪高判、高松高判）は、いずれも、法人そのものの損害は深刻でない場合で、個人が脅されている点前面に出てきがちな事案である。いずれも、暴力団員である被告人らが、取締役らに対して、被告人らとの取引を迫って脅迫した事案であった。

また、横浜駅爆破予告事件は、検察官の立件が駅長個人への脅迫として構成されていたから、差し戻しの結論は当然であったし、また、「横浜駅前爆破する、駅前爆破」というのは、駅長個人の生命、身体に対して害を加える旨の告知として、駅長個人に対する脅迫罪としても立件できるものであった。

したがって、今まで、個人には損害がないが法人に損害がある場合、という事案が出てきていない。このことが、法人に対する脅迫・強要罪を消極に解させるひとつの理由でもあったと考えられる。しかし、このことは、そのような事案が存在せず、また処罰に値しないということを意味するものではない。

いずれにせよ、自然人には被害がないが、法人に被害が生じているとい



う場合を、脅迫・強要罪で捕捉できるようにすべきであろう。

### （三）実務上の不都合

#### （1）器物損壊罪等の親告罪との関係

たとえば、法人に対する器物損壊罪と強要罪の関係を考えてみよう。甲がA会社の店舗に飾ってある商品のディスプレイを破壊したとする。A会社の取締役Bは、甲を告訴するため、告訴状を準備した。しかし、それを知った甲は、取締役Bを脅迫し、告訴を断念させた、という場合<sup>(91)</sup>がある。

器物損壊罪は親告罪であるため、告訴権者が誰になるかが重要な問題となる。法人に対する器物損壊罪の成立は肯定できると思われるが、その場合は、法人が告訴権者ということになろう。もし、この場合に法人に対する強要罪の成立を認めないと、器物を損壊されたのは会社Aであり、強要罪の客体となったのは取締役Bだという構成になるが、果たしてこれが妥当であろうか。ここで、告訴を断念させられた（強要させられた）のは、会社Aであって、脅迫を受けた取締役Bではない。ここでは、取締役が脅迫されたことにより、法人であるA会社に不利益が生じるという三面関係があるのである。<sup>(92)</sup> そのことを考慮に入れて、法人に対する器物損壊罪及び強要罪（強要が立証されなかった場合は脅迫罪）の両者の成立を肯定すべきであろう。また、このような問題は、たとえば同じように親告罪である侮辱罪にも妥当するはずである（法人に対する侮辱罪について、判例は肯定しているからである）。

(91) 類似した事案として、昭和7年7月20日刑集11巻1104頁があるが、分かりやすくするため、新たな事案を設定した。

(92) 両罰規定をさかさまにしてみると、被害者は、機関である自然人と法人のふたつに分けられる余地がある。特に、機関である自然人と、法人両者にそれぞれ独立して害悪を加える告知があった場合には、別個の脅迫罪が成立することになろう。したがって、実際の事案の検討に当たっては、脅迫されているのが法人なのか、それとも機関を離れた自然人なのかを個別に丁寧に検討する必要がある。

なお、この問題を考える際に、積極説の問題点がひとつ明らかになる。それは、法人（団体）と個人との限界があいまいである場合について、誰に対して脅迫罪が成立するのか、困難な問題が生じうるということである。たとえば、個人経営の小さな店であれば、個人に対する脅迫でも良いが、法人と呼ばれるほどの組織はないが、個人経営でもないといった中間的な存在の場合、どうなるのであろうか。あるいは、民法上、法人と呼べるかどうか疑義があるような場合（この場合に重要なのは、権利能力のあるなしではなく、実体として法人として主体が存在するかどうかである）はどうであろうか。

このような場合、いわゆる民法と刑法の交錯の問題が生じる。民事における判断に刑事の判断が拘束されるかどうかという問題である。そうになると、民事における判断を待つ必要がありそうに見える。本来は、民事とのズレが生じるのは極力避けるべきだと思われるが、この論点に関しては、民事とズレが生じる場合があってもやむをえないように思われる。なぜなら、すでに見たように、刑法では法人の実在性が意識され、法人の行為をも想定すべきであるが、民事法では、法人について擬制的な存在と見るのが一般で、法人に対するとらえ方が異なるからである。

また、この問題点は、ひとり積極説の問題ではない。法人に対する恐喝罪や詐欺罪の成立を認めるならば、被恐喝者・被詐欺者（機関）と被害者（法人）の区別があいまいになる場合が出てこよう。この問題を完全に回避するには、法人に対する恐喝罪や詐欺罪の成立を否定するほかないが、これは受け容れ難いであろう。

## (2) 恐喝罪との関係

恐喝罪と強要罪が同時に行われたような場合にも、消極説には問題が生じる。これについてはすで見たので（四三（二）、ここで詳しく論じることは控える）、たとえば、A 会社に対して恨みを持つ甲が、A 会社に押しかけ、取締役 B らに対して、1000 万円の金銭と新聞上への謝罪広告の掲載を

同時に要求したというような事例である。この場合、被恐喝者が法人で、被強要者が取締役だとすると、1000万円を支払えという甲の恐喝行為は会社 A に対するもので、謝罪広告を掲載せよという強要行為は B らに対するものということになる。

このような構成は、不自然であろう。

## 五 おわりに

1 本稿では、法人に対する脅迫罪・強要罪の成否について、従来の議論を整理・分析した上で、処罰範囲の面でも理論的な構成の面でも積極説が妥当であることを論じた。

従来の議論は、被脅迫者・被強要者が法人であることを前提に行われてきた（そのため、脅迫者・強要者と被害者である法人の二面関係でとらえられてきた）。しかし、実際は、被脅迫者・被恐喝者は機関（取締役等）である自然人であり、被害者は法人である、という三面関係が存在していることを、法人に対する恐喝罪の判例を検討することによって明らかにした。

そして、そのように考えた場合、被脅迫者・被強要者は自然人であるから、脅迫による畏怖を生じるし（したがって、法人に対する場合も、「畏怖」の要件は充足される）、その者の自由な意思決定も平穏な活動も侵害され、あるいは侵害される危険が生じることになり、その結果として、法人の意思決定・平穏な活動が侵害され、あるいは侵害される危険が生じるならば、その場合は、法人に対する脅迫罪・強要罪の成立を肯定することができる、という結論を導いた。

実務では、消極説の高裁判例が二件あるが、将来は、このような構成で問題を考える方向に向かうのが望ましいと、筆者個人は考えている。

2 「法人に対する脅迫・強要罪の成否」と言葉にして言ってみると、あまり現実的な感じがしないが、「企業脅迫」とか、「企業強要」と言ってみ

ると——特に「企業脅迫」という言葉は——、それがごく一般的な言葉であることが分かる。

「企業脅迫」と一般に言われる行為が現実に行われた場合、その言葉に「脅迫」という言葉が用いられているにもかかわらず、威力業務妨害罪のひとつのパターンとして処理されてしまっている部分が多いため。そこで、現実とのかかわりでは、威力業務妨害罪の成立範囲の限界がどこにあるのかという問題が、非常に重要になるであろう。

また、法人に対する犯罪、という側面から考えてみると、従来の刑法学では、法人による犯罪、あるいは加害者としての法人は考えられても、「犯罪被害者としての法人」ということがあまり考えられてこなかったことに気づかされる。法人が被害者となる犯罪としては、名誉毀損罪、侮辱罪が主たる領域として考察されてきたが、そのほかにも、業務妨害罪、信用毀損罪、恐喝罪をはじめとする財産犯等、多くの犯罪が考えられる。さしあたり、名誉毀損罪、侮辱罪は重要問題として、財産犯(恐喝)や業務妨害罪、信用毀損罪について、より詳しい検討を加える必要があるであろう。

#### 【付記】

本稿脱稿後、清水洋雄「法人を被害者とする犯罪の成否——侮辱罪と脅迫罪を参考に——」板倉宏博士古稀祝賀論文集編集委員会編・現代社会型犯罪の諸問題(2004年、勁草書房)65頁以下に接した。清水教授は、法人を被害者とする犯罪の成否について、法人の犯罪能力論の裏返しという観点から問題を考察し(66頁)、法人の犯罪能力についていわゆる企業組織体責任論による肯定説を採用することから、法人の被害者性についても、自然人を媒介とすることなく企業組織体が直接被害者になるとする(75頁)。そして、脅迫罪については、代表者や従業員が脅迫され平穏な業務活動が阻害されたとすれば、それは企業組織体そのものが害されたとして脅迫罪に問うことができるのである(77頁)。

この見解についてごく簡単にコメントすると、まず、企業そのものが被害者になること自体については同意できるが、そもそも、それが企業組織体責任論という構成を前提としなければならないのか、疑問である。従来の判例・学説も、そのような構成をとらずに企業が被害者となりうることを認めていたと思われる。さらに、この見解は、犯罪行為の対象と被害者を同一視することから、法人の行為について決定権のない末端の者を脅迫した場合まで法人全体に対する脅迫罪が成立するという結論を導くが、そうす

ると、業務妨害罪に該当する行為のほとんどを法人に対する脅迫罪として取り込むことになってしまうことになり、両罪の性格の相違が明確でなくなってしまう危険性がある。やはり、被害者である法人と脅迫・強要の対象である自然人は区別して扱う必要があるだろう。